

特産品開発市町村支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県全体のふるさと納税寄附金受入額の拡大を図り、本県の魅力発信、地域産業の活性化及び本県来訪の動機づけに繋げるため、県内の市町村が実施する新たな特産品の開発等を行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象となる事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市町村が行う次のいずれかの事業とする。

- (1) 新たな特産品の開発を行う事業
- (2) その他ふるさと納税寄附金受入額の拡大に資するものとして知事が認める事業

(補助金の交付対象となる経費及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 補助金の額の算出に当たり1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、特産品開発市町村支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村長は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事

業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

- (2) 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 市町村長は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、前各号の条件を履行するために必要な条件を付さなければならない。

（状況報告）

第7条 市町村長は、知事から規則第10条の規定により補助事業の執行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

（実績報告書）

第8条 市町村長は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第4号）に関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第5号）により市町村長に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第10条 補助金は、精算払いとする。

（財産の処分の制限）

第11条 市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（第3項において「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率	補助限度額
1 報償費（外部専門家謝金等） 2 旅費（外部専門家旅費、活動旅費等） 3 需用費（消耗品費、印刷製本費等） 4 原材料費（試作品原材料費等） 5 役務費（試作品の運搬費、成分分析・検査費用等） 6 委託料（デザイン・試作品加工等委託費等） 7 使用料及び賃借料（機器リース等） 8 補助金（特産品の開発等を目的に市町村が交付するものに限る。） 9 その他知事が必要と認めるもの	補助対象経費 の3分の2以 内	1 市町村当たり 500千円

様式第1号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

年度特産品開発市町村支援事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、特産品開発市町村支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業計画書（様式第1号の1）
- 3 収支予算書（様式第1号の2）
- 4 その他必要な書類

担当者所属	
担当者職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

事業計画書

事業概要	事業の目的	
	事業実施予定期間	
	具体的な事業内容	
事業効果	事業終了後に期待される事業の効果	

※ 用紙が不足する場合は適宜追加してください。

※ 参考となる資料がある場合は別に添付してください。

収 支 予 算 書

○収入の部

単位：円

科 目	予算額	積算の根拠	備考
合 計			

○支出の部

単位：円

科 目	予算額	積算の根拠	備考
合 計			

※支出の部〔科目〕欄には、別表の補助対象経費の科目を記入してください。

殿

山梨県知事 印

年度特産品開発市町村支援事業費補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについては、山梨県補助金等交付規則及び特産品開発市町村支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付の対象となる事業及び内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は内容の変更をする場合は、様式第 3 号によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の 20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、様式第 3 号によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 間接補助金を交付する場合においては、間接補助事業者に対し、上記 (1) から (3) までの条件を履行するために必要な条件を付さなければならない。
 - (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中

においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金を他の用途に使用したとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

年度特産品開発市町村支援事業費補助金
事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、特産品開発市町村支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

担当者所属	
担当者職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

様式第4号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

年度特産品開発市町村支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、特産品開発市町村支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書（様式第4号の1）
- 2 収支決算書（様式第4号の2）
- 3 支出証拠書類（写し）
- 4 その他添付書類
- 5 振込先口座
 - ・金融機関名
 - ・預金種別
 - ・口座名義（カナ）
 - ・口座番号

担当者所属	
担当者職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

事業報告書

事業結果	事業の目的	
	事業実施期間	
	事業実施内容	
	事業実施結果	
事業効果	事業終了後の事業の波及効果	

※用紙が足りない場合は適宜追加してください。

収 支 決 算 書

○収入の部

単位：円

科 目	予算額(A)	決算額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
合 計				

○支出の部

単位：円

科 目	予算額(A)	決算額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
合 計				

※支出の部〔科目〕欄には、別表の補助対象経費の科目を記入してください。

様式第 5 号

第 号
年 月 日

殿

山梨県知事 印

年度特産品開発市町村支援事業費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号で実績報告のあったこのことについては、特産品開発市町村支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

確定額 円

様式第 6 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

財産処分承認申請書

年度特産品開発市町村支援事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、特産品開発市町村支援事業費補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類